

諮問日：平成29年2月16日（平成28年度（最情）諮問第31号）

答申日：平成29年3月17日（平成28年度（最情）答申第51号）

件名：人事異動通知書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成26年度退職された最高裁判所職員の個人毎の退職手当額。（個人が識別できる情報は除く。）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が人事異動通知書写し50通（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件対象文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年1月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

開示申出書には、「個人が識別できる情報は除く。」とカッコ書きしているが、どうして個人名を開示したのか。開示申出書には「退職手当額」と記載しており、氏名を開示しないものもある。氏名・職名を開示しなければ、退職手当額は開示できると考えられる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書には、氏名、官職、退職手当支給文言、退職事由、発令日及び任命権者が記載されており、これらの記載は一体として行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当する情報である。

ただし、裁判官及び一定の官職の裁判所職員の退職の場合には、氏名、官職、退職事由及び発令日については、任命権者ととも法5条1号ただし書イの慣行として公にされている情報に相当すると認められることから、本件開示申出に係る裁判所職員のうち一部の者については、本件対象文書中の上記に係る情報を開示したものである。

氏名を開示した裁判官及び一定の官職の裁判所職員については、個人識別部分である氏名が開示されていることから、それ以外の職員については、各記載事項は一体として個人識別部分であることから、いずれも取扱要綱記第3に定める部分開示をすることはできない。

- 2 よって、本件対象文書につき、その一部を不開示とした原判断は、相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年2月16日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月20日 審議
- ④ 同年3月13日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出は、平成26年度に退職した最高裁判所職員の職員ごとの退職手当額が分かる文書の開示を求めるというものであり、原判断においては、対象となる50名分の人事異動通知書（本件対象文書）を対象文書として特定したものであるところ、本件対象文書は、退職した職員ごとに作成され、それぞれに退職手当額が記載されているというのであるから、上記特定は妥当である。
- 2 そして、原判断は、本件対象文書のうち、最高裁判所判事及び一定の官職の裁判所職員合計7名分については、氏名、官職、退職事由（記載のある4名のみ）、発令日及び任命権者が記録されている部分並びに文書の標題及び項目に

係る部分を開示し、その余の部分を開示とし、それ以外の職員については、文書の標題及び項目に係る部分を開示し、その余の部分を開示としたものである（以下、原判断において不開示とされた部分を「本件不開示部分」という。）。そこで、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(1) 本件対象文書には、氏名、官職、退職手当額を含む退職手当支給文言、退職事由、発令日及び任命権者が記載されているから、これらの記載は一体として法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められる。

(2) そして、裁判官及び一定の官職の裁判所職員については、退職に際し、氏名、官職、退職事由及び発令日が官報等によって公にされるから、これらの記載に係る部分は、法5条1号ただし書イに規定する慣行として公にされている情報に相当すると認められ、これらの部分は開示すべきものであるが、その余の部分は、慣行として公にされている情報には当たらない。また、原判断において、特定の個人を識別できる記述である氏名が既に開示されていることから、取扱要綱記第3による部分開示の余地はない。

他方、上記職員以外の裁判所職員については、退職に際し、慣行として公にされている情報があるとは認められないから、法5条1号ただし書イに規定する情報に相当するものとして開示すべき部分はないと認められる。また、退職手当の額や任命権者を含む退職に関する情報は、通常、当該個人的意思に基づくことなくしては知られることはなく、一般に当該個人が他に知られたくない当該退職した職員の個人に関する情報であって、氏名等とあいまって特定の個人を識別することができる情報に当たるのであるから、取扱要綱記第3による部分開示はできない。

したがって、本件不開示部分を不開示とした原判断は妥当である。

(3) 苦情申出人は、氏名を明らかにしなければ退職手当額は開示できるはずであると主張するが、退職手当額に係る情報は、上記のとおり、氏名等とあいまって特定の個人を識別することができる情報に当たるから、退職手当額に

係る情報は、開示の余地がないことはいうまでもない。

- 3 以上のとおりであるから、本件対象文書の一部を不開示とした原判断については、その不開示とした部分が、法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるので、妥当であると判断した。

なお、原判断において開示した本件対象文書の部分（全裁判所職員につき、文書の標題及び項目。裁判官及び一定の官職の裁判所職員につき、これらに加えて氏名、官職、退職事由、発令日及び任命権者）は、書式を含めて、有意な情報とは認められない。本件開示申出は、退職手当の金額が分かる文書の開示を求めるものであり、苦情申出人も、退職した裁判所職員の氏名の開示は求めていることを明示している。したがって、本件については、全部不開示とすることも考えられるから、その旨付言する。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人